



# ～子ども達の未来のために～

## 小中学校一貫にした場合のメリットとデメリット

先日お願いした保護者アンケートや、嵐山町立小中学校再編等審議会の会議で頂いた質問に「小中学校を一貫にした場合のメリット・デメリットがわからない」というものがありました。今回はこの質問についてお答えします。

### 嵐山町の小中学校を施設一体型小・中一貫校にした場合

#### 適正規模によるメリット

- ・クラス替えが可能
- ・多様な意見に触れる機会
- ・クラブ、部活動の種類の増加
- ・教員数の確保による専門教科担当教員の配置 等

※適正規模：小・中学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。（学校教育法施行規則第41条・第71条）

#### 小中一貫によるメリット

- ・中学校への進学に不安を覚える児童の減少
  - ・小中相互乗り入れ指導
  - ・小中共通で実施する取組の向上
  - ・9年間を見通した教育課程 等
- ※小・中一貫校：小・中学校の教員が目標する子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育を行う学校。

### 嵐山町の小中学校を施設一体型小・中一貫校にした場合

#### 【メリット】

- ・適正規模によるメリット
- ・小中一貫によるメリット  
の両方を享受できる

#### 【課題】

- ・通学距離の問題
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・児童生徒の人間関係の固定化 等

※適正規模および小中一貫によるメリットは文部科学省資料より引用

### 小中学校再編等審議会について

11月18日（木）、第3回嵐山町立小中学校再編等審議会が開催されました。委員の皆さまから、これまでの会議資料や学校見学等により町立小中学校の現状を踏まえたうえでのご意見・ご感想をいただきました。「学校再編等の問題はスピーディに取り組むことが重要」といったご意見が多く出される一方で、「現在の学校施設の状況も改善していくべき」といったご意見もありました。会議の進捗状況は広報や町ホームページ等に随時掲載します。

問合せ 教育委員会事務局 ☎62-0823